

第1回 箕面市障害者就労検討会議

令和7年1月20日(月)

午後3時～ 箕面市役所 本館2階特別会議室

 箕面市

- ① 開催趣旨と目的について(5分)
- ② 想定スケジュールについて(5分)
- ③ 構成員 自己紹介(10分)
- ④ 座長 挨拶(5分)
- ⑤ 現状及び課題について(30分)
- ⑥ 次回に向けて(5分)

(配布資料)

- ・スライド印刷資料
- ・(参考)箕面市障害者就労検討会議開催要綱

1 開催趣旨と目的

●会議の趣旨

本市の人口増と併せ、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、個々の特性や希望に応じた就労機会がより一層求められている。そのため、障害者就労の場を質・量的に確保する必要がある。



障害者の経済的自立を促進し、安定的かつ持続的な就労環境の整備、就労の機会の拡充に向けて、障害者福祉・労働の両観点から障害者就労の課題を整理し、方策を検討するため、外部の有識者等を交えた会議を設置し、就労を希望する障害者が「1円でも多くの収入を得る」「1人でも多くの働く場が増える」ことを目指す。

(出所)箕面市「令和5年度 市勢年鑑」「令和6年度 市勢年鑑」「第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお'N'プラン)」、第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画」

●会議の目的

1. 「1円でも多くの収入を得る」…優先調達の拡充

障害者就労施設等からの物品等の調達(以下「優先調達」)における現状と課題を整理し、その拡充に向けた手法を検討・検証することで、障害者就労施設等の収益を拡大し、以てそこで働く障害者の収入を増やすことを目的とする。

2. 「1人でも多くの働く場が増える」…新たな事業(新ビジネス)の模索

本市の地域特性や障害者雇用における課題の整理、全国の好事例などの研究により、本市資源を活かした新たな事業展開の可能性について模索し、最適な手法を検討し、具体的なアプローチを見いだすことで障害者の働く場や職種の拡大を目指す。

年度	回数	日程	検討内容
令和6年度	第1回	1月20日	『現状と課題の共有』 ・今後の進め方の確認
	第2回	3月頃	『収集した情報の共有』 ・データ分析の共有 ・他団体事例等の紹介など
令和7年度	第3回	5月頃	『課題分析・解決策検討』 ・各課題の影響度、優先度を評価 ・各課題に対する仮説や原因を分析
	第4回	7月頃	『課題解決の手法検討』 ・手法検討、意見交換 ・実行プランの検討
	第5回	9月頃	『実行プランの策定』 ・実施に向けた検討
	第6回	10月頃	『総括』 ・これまでの振り返り ・実行プランの検証

※検討状況に応じ、会議に諮り引き続き開催の可能性あり

- ・障害福祉室より
優先調達の概要と現状等について
- ・箕面営業室より
“障害者の働く”現状と課題について
- ・質疑応答

優先調達の概要と現状等について

1. 障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」

－平成25年4月1日施行－

障害者就労事業所等で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労事業所等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されたもの

2. 箕面市独自の仕組みによる対象となる支出の範囲

本市では、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、箕面市契約規則第18条の2に定める額の範囲において、市独自の仕組みとして、随意契約（「1号随契（少額随契）」）を行うすべての支出を対象としている

規則第18条に規定する金額

一 工事又は製造の請負	百三十万円
二 財産の買入れ	八十万円
三 物件の借入れ	四十万円
四 財産の売払い	三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げる以外のもの	五十万円

3. 現在、市に問合せ先登録している事業所等

現在、市に優先調達制度の問合せ先登録している市内の障害者就労事業所等は
24カ所（令和6年6月現在）

4. 令和5年度の優先調達の実績

■令和5年度実績

物品 約1億1,800万円（前年度比 + 約400万円）

役務 約1億3,200万円（前年度比 + 約500万円）

計 約2億5,000万円（前年度比 + 約900万円）

※令和5年度の実績は、府内市町村で第1位

■主な内容と調達額

- ・ 事務物品・書籍 : 約1,300万円
- ・ 市内花壇管理 : 約2,100万円
- ・ ライフプラザ・庁舎緑化事業 : 約3,100万円
- ・ 市指定ゴミ袋の製袋 : 約7,500万円
- ・ 市指定ゴミ袋の配送・在庫管理 : 約1,000万円
- ・ 市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 : 約5,000万円

5. 課題等

- ・ 発注者が、納期や発注数など、計画的な発注ができていない
- ・ 事業所の提供体制の確保や事務管理、新たな業務分野の開発が必要だが、人材不足等により受注拡大が難しい

“障害者の働く”現状と課題について

障害者雇用支援について

障害者雇用＝民間企業で障害者が雇用されること

障害者雇用

相談・支援

相談体制

ハローワーク
高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）
障害者就業・生活支援センター
箕面市 地域就労支援センター
（市、らいとびあ21、ヒューマンズプラザ）
地域の関係機関

法制度

障害者雇用率 民間企業2.5%

未達成の場合

障害者雇用納付金の納付（高齢・障害・求職者雇用支援機構）

対象：常用労働者100人超

内容：不足1人につき月5万円

行政指導（ハローワーク）

報告→計画作成→適正実施勧告→特別指導→公表

助成・優遇

障害者雇用納付金制度

「障害者雇用調整金」

対象：常用労働者100人超・法定雇用率達成

内容：超過1人につき月2.9万円

障害者トライアル雇用制度

一定期間雇用することで相互理解促進 雇用機会創出

内容：月最大4万円×最長3ヵ月間

税制優遇制度

法人税・所得税…助成金の非課税措置

事業所税…資産割、従業員割の軽減措置

など

行政施策

箕面市

「障害者就労支援事業」

職場実習生へ奨励金、事業所へ協力金 支給。

市長表彰や講座やイベントを開催。

ハローワーク

障害種別の支援策（視覚障害、発達障害、難病）

大阪労働局

精神・発達障害者しごとサポート養成講座の開催

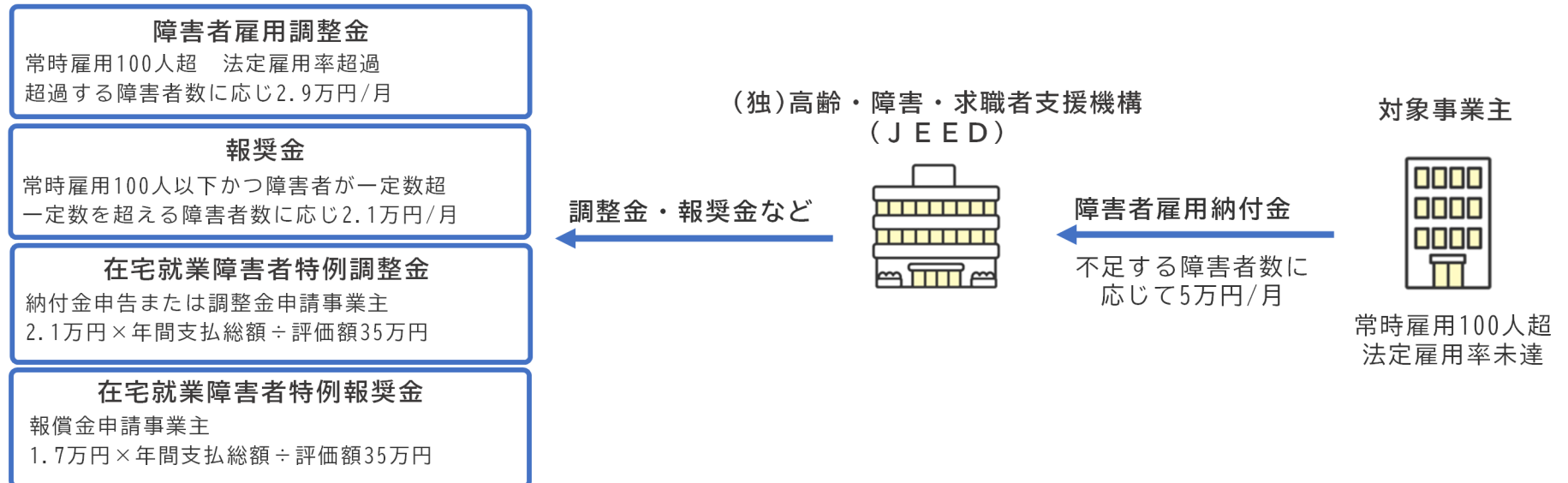
「障害者雇用制度」「障害者雇用納付金制度」について

「障害者雇用率制度」

- 概要 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。（障害者雇用促進法第43条第1項）
- 目的 障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保する。
- 雇用率 民間企業**2.5%**（国及び地方公共団体**2.8%**） ※小数点以下切捨 業種により除外率を設定
→「従業員を40人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければならない」 $1人 \div 2.5\% = 40人$
2026年7月には**2.7%**（37.5人以上で1人以上雇用）
- 範囲 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者。障害者の程度、労働時間によりカウントが異なる。
特例子会社を設置、認定を受けることで親会社に合算して雇用率を算定可能

「障害者雇用納付金制度」

- 概要 障害者を雇用するためには、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となるために、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴うことから、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的として「障害者雇用納付金制度」が設けられている。



大阪府の障害者雇用の状況について

民間企業に雇用されている障害者

62,038.0人

対 象：「府内本社」「40人以上規模の民間企業に雇用」
前年比：3,756.0人増（6.4%増） ※21年連続過去最高

実雇用率

2.44%

前年：2.35% ※過去最高 全国：2.41%

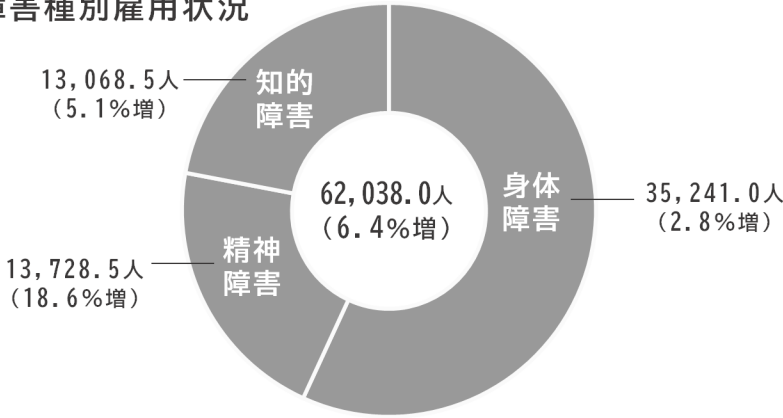
未達成企業の状況

0.5～1人不足 3,383社
(60.8%)

未 達 成 5,561社

雇用ゼロ企業 3,151社
(56.7%)

障害種別雇用状況



特例子会社の状況

会社数 72社 (2社増) 障害者数 5,058.0人 (371人増)

身体1,511.0人
知的2,194.5人
精神1,352.5人

産業別実雇用率・達成企業割合

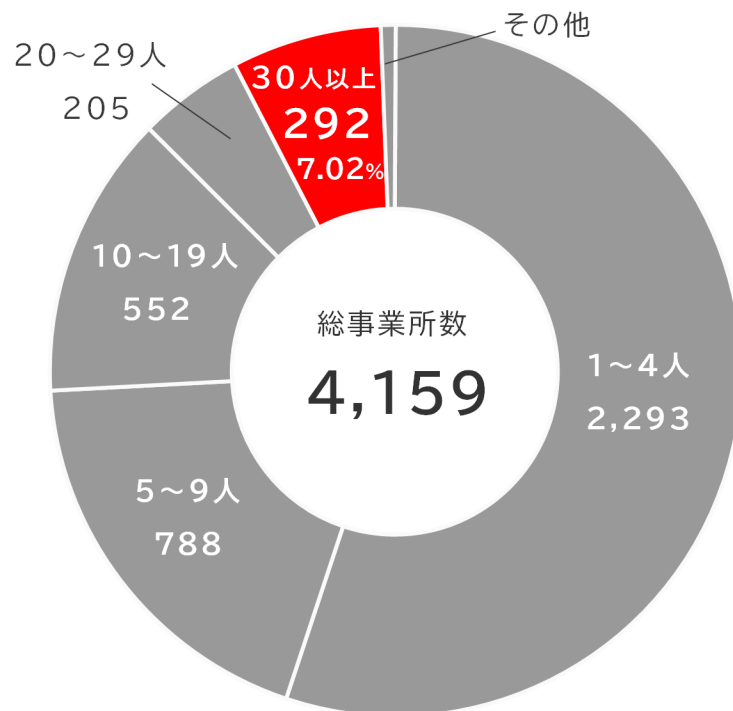
産業	実雇用率	達成企業割合
医療・福祉	3.89	57.0
複合サービス事業	2.96	29.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2.60	45.5
金融業、保険業	2.54	39.7
運輸業、郵便業	2.44	49.1
サービス業	2.40	45.3
宿泊業、飲食サービス業	2.39	39.9
学術研究、専門・技術サービス業	2.33	34.5

産業	実雇用率	達成企業割合
建設業	2.31	46.0
製造業	2.28	44.8
生活関連サービス業、娯楽業	2.25	32.5
卸売業・小売業	2.10	30.0
情報通信業	2.02	24.3
教育・学習支援業	1.95	40.7
不動産業、物品賃貸業	1.79	30.3

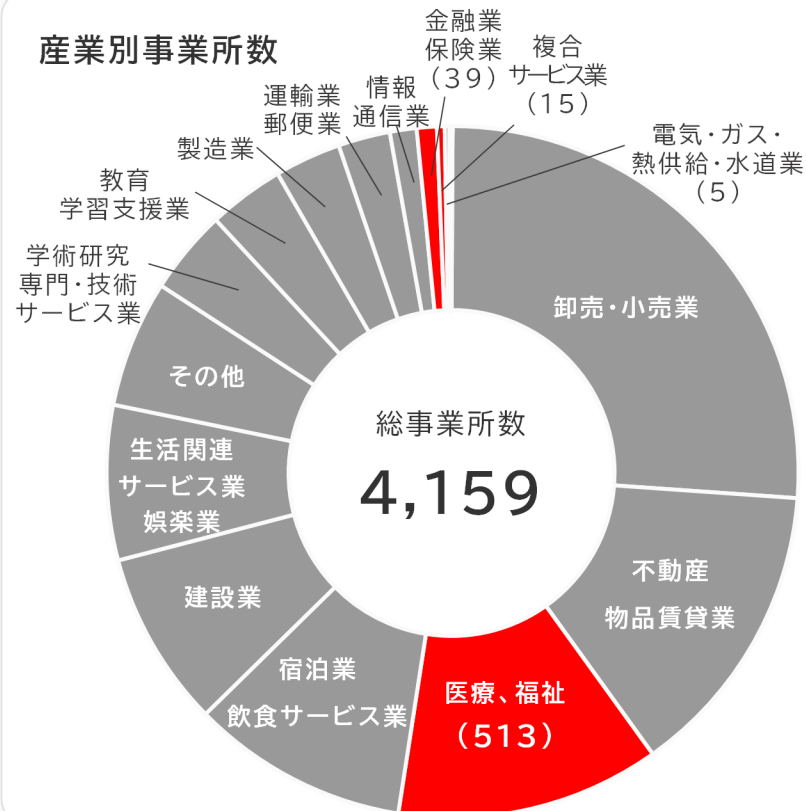
参考 箕面市の職員数1617.0人 障害者職員51.0人 実雇用率3.15%
※市としては上位5位の実雇用率

従業員規模別事業所数

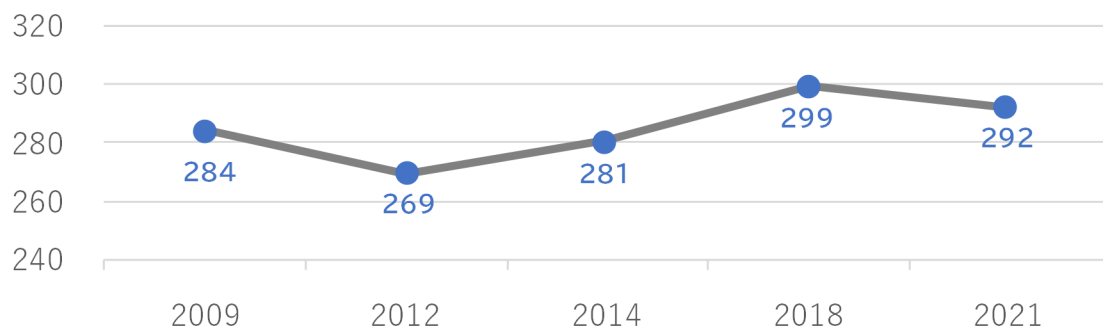
※従業員＝所属して働いているすべての人
従業員＝契約を結んで雇用されている人



産業別事業所数



「従業員数30人以上の事業所」の推移



○292事業所の内訳

卸売業・小売業	88	生活関連サービス業、娯楽業	6
医療・福祉	57	情報通信業	3
宿泊業、飲食サービス業	37	不動産業、物品賃貸業	3
運輸業、郵便業	28	金融業・保険業	2
製造業	19	複合サービス業	1
教育、学習支援業	17	その他	16
建設業	9		
学術研究、専門・技術サービス業	6		

「新ビジネス創出」について

課題

① 事業所数

箕面市の総事業所数は4,159事業所。人口(2024.1.1時点)139,126人。

人口1人あたり事業所数は0.0299は大阪府下43市町村のうちワースト12位の低さ。

(1位大阪市0.0649 摂津市0.0454 池田市0.0351 豊中市0.0322 茨木市0.0316 吹田市0.0309 箕面市0.0299 高槻市0.0264)

② 事業所の規模

障害者雇用率制度の対象となる民間企業は「従業員40人以上規模の民間企業」

参考数値「従業者数30人以上規模の民間企業」は箕面市内で292と全体の7.02%（大阪府全体では376,058で7.11%）

③ 産業構造

「医療・福祉」「複合サービス事業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」の産業で障害者雇用率が高い傾向にあるが、箕面市の産業構造では当該産業の事業所数が少ない。



「民間企業の障害者雇用」に加えて、障害者の働く場の創出など新たな手法が必要。

「1人でも多くの障害者が働く」目的達成のため「新ビジネス創出」を検討

新ビジネス = 障害者が一般雇用される新たなビジネスモデル

ケース1 社会福祉法人チャレンジドらいふ 「チャレンジドらいふ ソーシャルファーム大崎」

宮城県の社会福祉法人が就労継続支援B型事業所を1つ廃止して植物工場を運営。利用者は当該植物工場に一般雇用される。

ケース2 株式会社ボーダレス・ジャパン 「ONE TOYONAKA」

豊中市で廃校となった旧野田小学校の空き教室を活用して、きのこ栽培を軸とした循環型農業を実施。

市内の特別支援学校や就労支援センターなどと連携して知的障害者の一般雇用の機会を創出。

障害者優先調達
需要を高める

需 要

供 給

新ビジネス創出
新しい供給を創出

質 疑 応 答

- ・次回: 令和7年3月頃
- ・内容: データ分析の共有
他団体事例等の紹介 など

